

クーリング・オフはがきの記載例

クーリング・オフの通知は書面でしましょう。クーリング・オフをしたことを客観的に明らかにして、証拠を残すためです。

通知は発信したときに効果が生じます。消印がクーリング・オフの期間内であれば有効です。業者に届くのはその後でも構いません。効果が生じるためには業者の同意は不要です。

クーリング・オフにより、業者は消費者から受取った金額を速やかに全額返還しなければなりません。消費者に渡された商品がある場合には、業者の方で引取る義務があります。

クーリング・オフに通知をする時の注意点

- ・必ず「簡易書留郵便又は特定記録郵便」で出してください
- ・はがきを出す際には、必ず表・裏両面のコピーをとって自分の控えを残しておきましょう。これを含めて関係書類は5年間保管してください。
- ・販売業者及び信販会社の代表者宛に出してください
- ・下記の記載例は信販会社を利用した場合のものです。信販会社を利用していない場合は信販会社宛は不要です。

販売会社宛	信販会社宛
<p style="text-align: center;">契約解除通知</p> <p>契約年月日 平成 年 月 日 商 品 名 契 約 金 額 円 担 当 者 名</p> <p>上記日付の契約は解除します。なお、 支払済の×××円を返金し、商品を引 取ってください。</p> <p>平成 年 月 日 住所 氏名</p>	<p style="text-align: center;">契約解除通知</p> <p>契約年月日 平成 年 月 日 商 品 名 契 約 金 額 円 販売会社名 担 当 者 名</p> <p>上記日付の契約は解除します。</p> <p>平成 年 月 日 住所 氏名</p>